

(仮称)芦屋市総合福祉計画 骨子概要

背景

世帯が縮小している

少子化・高齢化が進んでいる

依然として残る障がいへの差別・偏見

養護者の孤立・支援疲れ

身寄りのない人が抱える課題が増加

支援人材の担い手不足

災害への対応

世帯の課題が複雑化・複合化
(8050問題・ヤングケアラー・ダブルケア等...)

孤独・孤立が社会的課題に

活動者の固定化

活動者の疲弊

地域のつながりが希薄化している

単独の分野ではなく幅広い視点での施策の検討が必要

重層的支援を進める中で分野間の重なる領域が拡大

地域で暮らし続けられる環境の整備が必要

権利擁護支援など分野横断的に展開するべき共通テーマが増加

市民との協働による社会参加と強みを生かして関われる地域づくりが重要

統計情報

実績

推計

2000

2020

2040

2060

人口

年少(%)

生産年齢(%)

高齢(%)

2020

2022

2024

2020

2022

2024

要支援・要介護認定率(%)

策定方針

芦屋市全体として目指す福祉の方向性を明らかにしながら俯瞰的に施策を検討し、分野を問わず連携して取組を推進していくために地域福祉・障がい福祉・高齢福祉に係る計画の統合を行う

計画の概要

法的位置づけ
地域福祉計画(成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画)
障がい者(児)福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画
高齢者福祉計画(認知症施策推進計画)、介護保険事業計画

計画期間
令和9(2027)年度～令和14(2032)年度の6年間
ただし、3年後に一部改訂

統合の戦略

共通の取組や課題への対応を一体的に推進
権利擁護支援・社会参加の推進・地域づくり

各分野の強みも生かしながら連携して推進
養護者含む支援の充実・支援機関との協働体制強化

各分野におけるフォーマルな支援の推進
サービス整備等に関する施策の充実

計画の実効性向上に寄与する進行管理
戦略志向の計画の評価と改善

推進の方針

アプローチ
市民・団体・関係機関との協働を基本に、分野や立場を越えた連携を推進しながら、取組を展開していく

コア・プロジェクトの展開
分野や機関を横断したプロジェクトチームにより、重点的に取り組むテーマを定め、実践を通じて改善を重ねながら、各施策への波及を図り、計画全体の実効性を高める

<基本理念>

つながる地域 ひろがる安心 かなえる自分らしさ

施策体系

目標	施策	特に取り組む内容
① 権利擁護の推進	意思決定支援を中心としたその人らしく生活できるための支援 権利擁護支援センターの機能強化 権利侵害の未然防止と対応	将来に備えた意思決定支援の仕組みづくり/ 権利擁護に関する地域連携ネットワークの強化/ 改正成年後見制度の周知 権利擁護支援センターを中心とした連携強化/ 権利擁護の周知啓発 虐待への対応と支援/虐待の早期発見・防止
② 包括的相談支援体制の構築	分野や属性を問わない生活の困りごとを抱えた人への支援 多機関協働による包括的な支援	世帯全体への包括的な支援/ 養護者・介護者への支援 多機関連携の深化/制度間の連携/ 各分野の課題集約・整理・解決検討
③ 地域で暮らす環境づくり	早期発見と医療・訓練・支援等 地域生活を支えるサービスの提供 安心して暮らせる住まいの確保・住環境づくり 安心して暮らせる認知症支援と早期発見・対応	総合事業の推進/障がいの早期発見・対応 障がい福祉・介護・障がい福祉など各種サービスの提供 多様な住まいの情報提供/住環境整備の支援・促進 多職種による支援/認知症の早期発見・対応
④ 福祉人材の育成と事業者支援	福祉人材の育成 福祉関係法人・事業所の安定的な運営支援	支援者の人材育成/専門職への支援強化 業務効率化支援/人材確保の取組
⑤ 誰もが支え合い安心して暮らせる地域づくり	地域人材の育成 支え合いネットワークの強化 市民や関連団体への活動支援 災害への備えと防災 障がい者差別解消のための取組推進 再犯防止に向けた取組充実 啓発活動の推進 認知症理解の促進	ちょっとした支え合いの仕組みづくり/活動への支援 協働ネットワークの強化 関係団体への支援/活動の立ち上げ支援 地域防災/要配慮者支援/特殊詐欺等防止 誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進 “社会を明るくする運動”の推進/関係団体との連携 情報発信の充実/福祉学習 認知症の理解を深める啓発
⑥ 社会参加と活躍を支える仕組みづくり	誰もが安心して社会参加できる仕組みづくり 居場所づくりと交流の推進 多様な働き方を支える就労支援 一貫した教育支援体制の構築	社会参加支援/外出促進に向けた施策/ 合理的配慮の提供支援の取組/意思疎通支援施策(手話施策等) 居場所づくり/生きがいづくり 就労プログラムの検討/就労機会の確保 療育・訓練/インクルーシブ教育・保育

コア・プロジェクトの展開

各分野の職員や関係機関でチームを形成し、中心的に取り組むことで、相乗効果を最大限に発揮するとともに、計画の効果を高めるため、プロジェクト(PJ)を設定

権利擁護支援 PJ

・身近な権利擁護の周知
・意思決定支援とエンパワメントの視点の周知

世帯丸ごと支援 PJ

・相談につながりやすい環境づくり
・支援が必要な世帯を早期に発見する仕組みづくり
・複合的な課題に対応する包括的な支援体制の充実
・持続可能な相談支援体制の充実

社会参加・地域づくり支援 PJ

・誰もが気軽に立ち寄れる居場所
・魅力と活動が見える情報発信の展開
・多様な主体を巻き込む横断的な連携・協働の推進

量的計画(別冊)

障がい福祉・高齢福祉分野において3年ごとの策定が法定されている計画に該当する内容(サービス量や介護保険料など)